

## 大阪女学院大学ティーチング・スタッフの 自己開発に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、大阪女学院大学（同短期大学を含む。以下「本学」という。）の理念に基づく教育の質の向上を図るために、ティーチング・スタッフの自己開発（ファカルティ・ディベロップメント、以下、「FD」という。）について定める。

(目的)

**第2条** FDは、次の各号を目的とする。

- (1) 本学の教育目的の意識化及び教育目標の達成
- (2) 個々の学科群及び学科目の学習事項と到達目標の意識化
- (3) 教授方法、評価方法の開発と質的向上
- (4) 学習支援プログラムの開発と質的向上
- (5) 学習環境の整備と利用方法の開発
- (6) その他

(活動)

**第3条** 前条に定める目的を達成するために、次の活動等を展開する。

- (1) 教科担当者オリエンテーション・ワークショップ
- (2) 研究会
- (3) 授業相互評価
- (4) その他必要な活動

**2** 必要に応じて、マネジメント・スタッフの参加を得てこれらの活動を行う場合がある。

(主管)

**第4条** FDに関する主管及び担当業務は、学長が定める。

(アドバイザーボード)

**第5条** FDの企画及び実施に当っては、アドバイザーボードを置くことができる。

**2** アドバイザーボードの構成は、学長が定める。

**3** アドバイザーボードは、学長又は学長の指名する者が招集し、議長となる。

(規程の改廃)

**第6条** この規程の改廃は、大学経営委員会の議を経て、理事会が行う。

### 附 則

**1** この規程は、2004年4月1日から施行する。